



税理士が教える経営に役立つ税制情報

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸西支部

広報委員 結城宏太

## 発注事業者の「フリーランス法」への対応

今年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「フリーランス法」が施行されます。この法律は原則として事業者間（B to B）における、「組織」である発注事業者（業務を委託する事業者）と、「個人」として業務を受託するフリーランス事業者との委託取引を対象としています。発注事業者が満たす要件によって、順守すべき義務項目が以下のように異なります。

	従業員の有無	業務委託の期間	発生する義務項目
発注者A	使用していない	—	①
発注者B	使用している	一定の期間未満	①②④⑥
発注者C	使用している	一定の期間以上	①②③④⑤⑥⑦

※「一定の期間」とは③1カ月、⑤⑥6カ月。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含む

### 7つの義務項目の具体的な内容

#### ①書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合、書面等により、ただちに次の取引条件を明示すること

●業務の内容、委託日 ●報酬の額、支払期日 ●支払い方法（現金以外の方法で支払う場合） ●発注事業者・フリーランス事業者の名称 ●役務提供を受ける日・場所 ●検査完了日（検査を行う場合のみ）

#### ②報酬支払期日の設定・期日内の支払い

納入日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に支払うこと

#### ③禁止行為（1カ月以上の業務委託の場合）

フリーランス事業者に①～⑦の行為をしてはならないこと

①受領拒否 ②報酬の減額 ③返品 ④買ったたき ⑤購入・利用強制 ⑥不当な経済上の利益の提供要請 ⑦不当な給付内容の変更・やり直し

#### ④募集情報の的確表示

広告等にフリーランス事業者の募集に関する情報を掲載する際、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと／内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと

#### ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮（6カ月以上の業務委託の場合）

フリーランス事業者が育児や介護等と業務を両立できるよう、フリーランス事業者の申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと ※やむを得ず配慮ができない場合、その理由を説明することが必要

#### ⑥ハラスメント対策に係る体制整備

フリーランス事業者に対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること

●ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発 ●相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ●ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など

#### ⑦中途解除等の事前予告・理由開示（6カ月以上の業務委託の場合）

業務委託を中途解除または更新しない場合は、原則として30日前までに予告しなければならず、解除日までに理由の開示請求があった場合には開示しなければならないこと

### 施行日までに社内でチェックすべき項目

- 「フリーランス法」の適用対象となる取引先はあるか
- その取引先にどのような内容の業務をどの程度の期間で依頼しているか
- 報酬額はいくらか、また支払期日はいつになっているか
- 依頼している業務内容の条件等は適正か見直すべき点はないか

参考文献：「事務所通信2024年9月号」（TKC出版）

